

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により南部町長の専決事項として指定された事項について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告する。

令和8年1年27日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、南部町長の専決事項として指定された事項のうち、災害救助法の一部改正に伴い、当該法令の条項を引用する規定を整理するため、南部町被災者住宅再建等支援条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和8年1月16日

南部町長 陶山清孝

南部町被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例

南部町被災者住宅再建等支援条例（平成16年南部町条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中「第6号」を「第7号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南部町被災者住宅再建等支援条例(平成16年南部町条例第18号)新旧対照表

新					旧				
別表(第3条、第4条関係)					別表(第3条、第4条関係)				
対象事業	完了期間	対象者	申請期間	交付額	対象事業	完了期間	対象者	申請期間	交付額
(1)～(7) 略					(1)～(7) 略				
(8) 一部損壊世帯の 居宅の補修	2年	一部損壊世帯 の世帯主又は 当該居宅の所 有者(町長が定 めるものに限 る。)	1年	補修に要する 経費(30万円 (災害救助法 (昭和22年法律 第118号)第4 条第1項第7号 の被災した住 宅の応急修理 (以下「住宅の 応急修理」と いう。)を受け ることができる 場合には、3 0万円から当 該住宅の応急 修理のために 支出されるべ	(8) 一部損壊世帯の 居宅の補修	2年	一部損壊世帯 の世帯主又は 当該居宅の所 有者(町長が定 めるものに限 る。)	1年	補修に要する 経費(30万円 (災害救助法 (昭和22年法律 第118号)第4 条第1項第6号 の被災した住 宅の応急修理 (以下「住宅の 応急修理」と いう。)を受け ることができる 場合には、3 0万円から当 該住宅の応急 修理のために 支出されるべ

				き費用の額を 控除した額)を 限度とする。)
(9)~(10)				

備考 この表において「単数世帯」とは、法第3条第2項に規定する単数世帯をいう。

				き費用の額を 控除した額)を 限度とする。)
(9)~(10)				

備考 この表において「単数世帯」とは、法第3条第2項に規定する単数世帯をいう。